



一般社団法人みのりエクセルシア

定 款

令和2年10月10日 作成
令和2年10月16日 認証
令和2年10月21日 設立



一般社団法人 みのりエクセルシア 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 みのりエクセルシア と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 京都市 に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、多様な価値観が交錯し、目まぐるしく変化する時代を人々が生き抜くために必要な、様々な自己研鑽の機会を提供することにより、青少年の健全な育成と生涯学習の推進を図り、もって全ての人が誇り高く生き、自己と他者を慈しみ心豊かに老いることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種セミナー及び講演会の企画及び開催
- (2) 各種研修会の受託及び講師派遣
- (3) 能力開発及びキャリア形成のカウンセリング業務
- (4) 書籍及び教育出版物の企画、制作、出版及び販売
- (5) 各種コンサート及び舞台公演の企画及び開催
- (6) インターネットを活用した情報の提供に関する業務
- (7) 知的財産権の取得、譲渡、利用許諾及び管理
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員及び会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、事業運営に参加する目的で入社した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助して情報配信を受ける目的で入社した個人又は団体

(入 社)

第7条 会員として入社しようとする者は、理事会で定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第9条 会員は、任意にいつでも退社することができる。この場合において、会員は、その旨を書面により理事長に届け出なければならない。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の場合においては、その会員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 法人が解散し、又は破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (4) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
 - (5) 総正会員の同意を得たとき。
- *****

(会費等の不返還)

第12条 会員資格を喪失し、又は退会した会員が、既に納入した入会金、会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(総会の構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(総会の権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会費及び入会金の額の決定
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(総会の開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(総会の招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会における書面表決等)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について理事会で定めるところにより表決し、又は他の正会員1名を代理人として表決を委任することができる。この場合、第18条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 前項の場合において、代理人を委任した正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第22条 社員総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員の総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- (6) その他法令で定められた事項

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第20条第2項に定める社員総会の決議をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(顧問及び相談役)

第30条 当法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。顧問及び相談役は、理事長又は理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

3 顧問及び相談役の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役は、理事長又は理事会の諮問に応じて、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(理事会の招集)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に理事長が招集する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の総数の2の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又により、招集の請求があったとき。

2 理事長は、前項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から、14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所、電磁的方法により出席及び議決権を行使することができることとするときはその旨を記載した書面又は電磁的方法により、理事会の開催日の7日前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が招集する。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会に付議すべき事項)

第36条 理事会に付議すべき事項は、法令及びこの定款で別に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 諸規定の制定及び改廃
- (3) その他業務執行に関する事項で代表理事が付議した事項

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 電磁的方法により出席及び議決権を行使することができることとしたときはその旨
 - (3) 理事の総数並びに出席者数及び出席者氏名（電磁的方法による出席者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人に関する事項
 - (7) その他法令で定められた事項
- 2 議事録には、出席した理事及び監事が記名押印する。

第6章 基金

(基金の抛等)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 資産は、理事長がこれを管理し、その方法は理事会において別に定める。

(経費の支弁)

第41条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告については、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、第20条第2項に定める社員総会の決議をもって変更することができる。

（解 散）

第45条 当法人は、法令で定められた事由によるほか、第20条第2項に定める社員総会の決議をもって解散することができる。

本定款に定めのない事項は、すべて法人法並びにその他の法令に従う。